

高齢者のみなさまへ

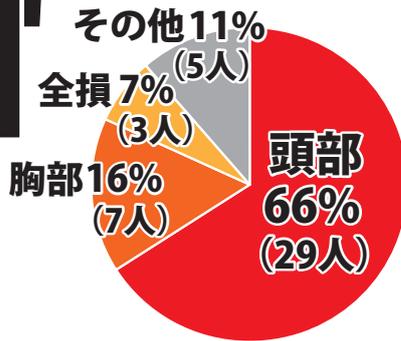
自転車のまち“堺”

自転車を利用しやすいまちに！

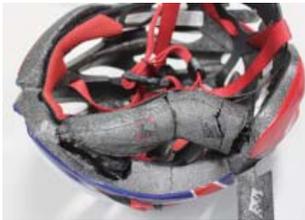


自転車を運転するときは

ヘルメットを着用しましょう



府内における自転車での死亡事故の6割強は、頭部の損傷によるものです。また、死亡された全ての方がヘルメットを着用していませんでした。ヘルメットを着用し頭部を守りましょう。



破損したヘルメット

大阪府内の自転車乗車中
負傷部位別死者数 (H25年中)

守ろう！自転車の交通ルール

● 交差点での一時停止と安全確認をしましょう



● 信号を守りましょう



● 暗くなったら必ずライトをつけましょう



● 自転車の日常点検や整備に努めましょう

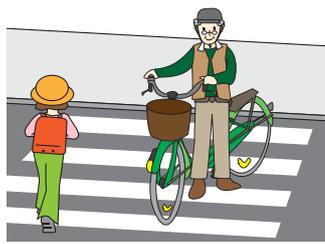
自転車を日常的に点検するとともに、自転車小売業者等による定期的な点検を受けるよう努め、必要に応じた整備を行ってください。



日常点検

- 《ハンドルは》 前輪と直角にしっかり固定されていますか？
- 《ライトは》 明るいですか？
- 《ブレーキは》 前後輪ともよくきいていますか？
- 《タイヤは》 空気が入っていますか？
- 《ベルは》 鳴りますか？
- 《サドルは》 しっかり固定されていますか？

●横断歩道では
自転車を押して通行しましょう



横断歩道を通行する際、歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、自転車を押して通行しましょう。

●ひったくり防止カバーを
活用しましょう



●施錠を
徹底しましょう



シリンダー錠

盗難に強い「シリンダー錠」の取り付けや「二重ロック」も行いましょう。

●万が一の事故に備え、自転車損害賠償保険などに加入しましょう

TSマーク付帯保険

自転車安全整備士がいる自転車安全整備店で点検整備を受けると貼付されるTSマークに付帯する保険です。傷害保険と賠償責任保険が付帯しています。

青色TS
マーク



イメージ図

赤色TS
マーク



イメージ図

賠償責任補償
傷害補償 1,000 万円 (限度額)

- 死亡もしくは重度後遺障害 (1～4級) 一律…30万円
- 入院 (15日以上) 一律…1万円

※赤色 TS マーク付帯保険の補償内容は、平成 26 年 10 月 1 日以降に普通自転車点検整備を行い、赤色 TS マークを貼付したのからになります。

賠償責任補償
傷害補償 5,000 万円 (限度額)

- 死亡もしくは重度後遺障害 (1～4級) 一律…100万円
- 入院 (15日以上) 一律…10万円
- 被害者見舞金 (入院15日以上) 一律…10万円

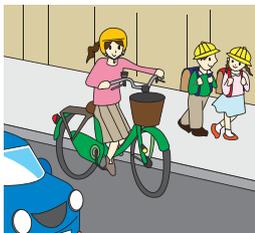
その他保険

傷害保険、火災保険、自動車保険等の特約として契約することができる場合があります。また、コンビニエンスストアやインターネット等を利用して加入できる自転車向け保険もあります。(詳しくは、保険会社、コンビニエンスストア等でご確認ください。)

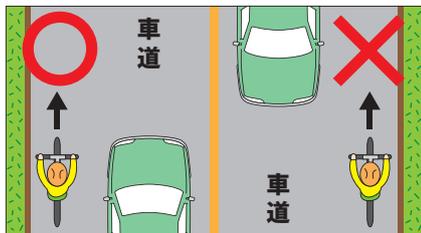
ご存知ですか？

自転車安全利用五則 守りましょう！自転車の交通ルール

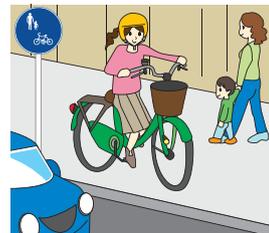
① 自転車は、
車道が原則、歩道は例外



② 車道は左側を通行



③ 歩道は歩行者優先で
車道寄りを徐行



④ 安全ルールを守る



⑤ 子どもはヘルメットを着用



夜間はライトを点灯



信号を守る



交差点での一時停止と安全確認



堺市自転車のまちづくり推進条例では、年齢に関係なくヘルメット着用の努力義務を定めています。

自転車のまち“堺”を自転車を利用しやすいまちに！

『堺市自転車のまちづくり推進条例』を制定しました

平成26年10月1日施行

条例については、堺市のホームページをご覧ください。

https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gyosei/shishin/sangyo/bicycle/df_ina_7475ede.html

堺市 自転車条例



【編集発行】堺市建設局自転車まちづくり推進室 電話072-228-7636

平成26年9月発行